

# 青森労働局からのお知らせ

令和4年10月3日

## 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

【継続掲載】

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

- 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。
- 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 <電話番号> 017-734-4211  
関係資料：リーフレット（別添1）

## 人材開発支援助成金「人への投資促進コース」のご案内

【改正】

事業主等が雇用する労働者に職務に関連した訓練計画に沿って訓練を実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する人材開発支援助成金という助成制度があります。令和4年4月から「人への投資促進コース」が創設され、当該コースには「IT分野未経験者の即戦力化のための訓練」「デジタル分野など高度人材の育成のための訓練」「定額制の研修サービスによる訓練」など、企業のイノベーションの促進や事業運営に資する人材育成を行う事業主に対する助成メニューや、「労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主」「働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主」など、労働者の自発的な職業能力開発を促進する事業主に対する助成メニューがあります。令和4年9月1日から利用しやすくするための制度の見直しも行われました。詳しくは、厚生労働省の人材開発支援助成金のページをご覧ください。

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

お問い合わせ先：職業安定部職業対策課 <電話番号> 017-721-2003  
関係資料：リーフレット（別添2、3）

## 青森県最低賃金の改正について

【継続掲載】

青森県内で働くすべての労働者に適用される「青森県最低賃金」については、令和4年9月5日官報に公示されたため、

**改正後の最低賃金 1時間853円**

**効力発生日 令和4年10月5日**

となります。

青森労働局、県内各労働基準監督署及び公共職業安定所においては、県内で働くすべての労働者、県内で事業を営むすべての使用者の方々にこの最低賃金が適用されることから、今後、様々な広報手段を用いて周知を図ってまいります。

詳しくは、最低賃金に関する特設サイトをご覧ください。

URL : <https://www.saiteichingin.info/>

お問い合わせ先：労働基準部賃金室 <電話番号>017-734-4114  
又は最寄りの労働基準監督署

関係資料：リーフレット（別添4）